

佐野市男女共同参画プラン(第4期)概要版

令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度

栃木県 佐野市

計画策定の趣旨

本市では、平成 18(2006)年6月に「佐野市男女共同参画推進条例」を制定し、一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、3期(平成20年度～令和6年度)にわたる「佐野市男女共同参画プラン」により、様々な取組を進めてきました。

この間わが国では、急速な人口減少・少子高齢化の進行、社会・経済のグローバル化の進展、また、AI などの情報技術の進歩、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた世界的な取組が進むなど、社会情勢は大きく変化してきました。

これらの変化は、これまで潜在的であった様々な課題を浮き彫りにし、特に人口減少と少子高齢化がもたらす「労働力不足」、「担い手不足」は地域の活力に深刻な影響を与え、持続可能な社会を築く上で大きな課題となっています。今こそ男女がそれぞれに持てる能力を発揮し、活躍できる社会の実現が求められていますが、国際的に見たわが国の状況については、例えば、世界経済フォーラムが発表した令和6(2024)年のジェンダー・ギャップ指数においては 146 か国中 118 位であり、更なる男女共同参画の取組が求められています。

こうした現状を踏まえて、「佐野市男女共同参画プラン(第4期)」は、これまでの取組の成果やその検証結果から、これからの5年間に取り組むべき施策の方向を明らかにし、本市において男女共同参画社会の更なる推進を図るために策定をするものです。

計画の位置づけと性格・期間

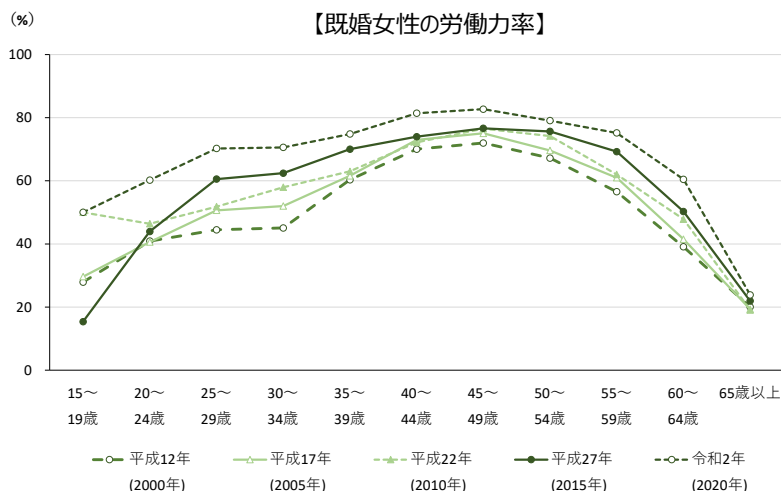
- (1)この計画は、「男女共同参画社会基本法」の第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、「佐野市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2)この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「とちぎ男女共同参画プラン」を勘案した計画です。
- (3)この計画は、「第2次佐野市総合計画」に基づき策定します。
- (4)この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- (5)この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- (6)この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく市町村基本計画です。
- (7)この計画の期間は、令和7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの5年間です。

佐野市の現状

◆女性の就業の状況

資料：国勢調査 ※平成 12(2000) 年までは旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の合計値

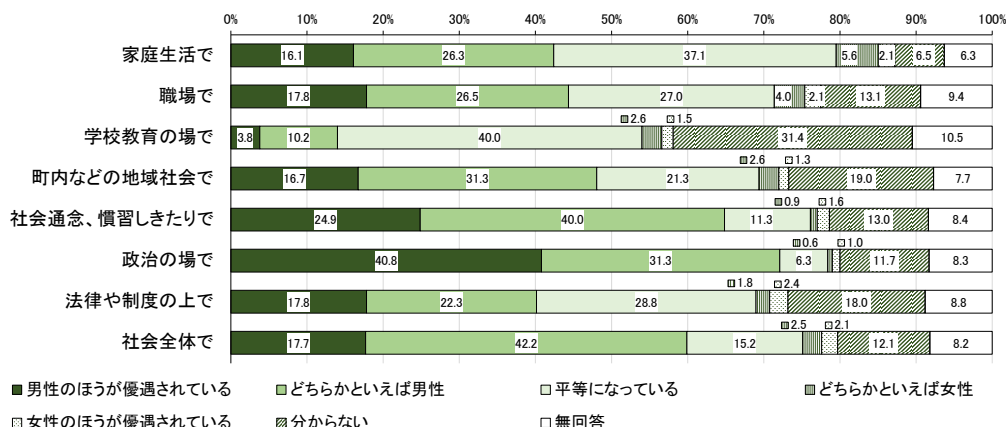
既婚女性の労働力率は年々上昇傾向にあり、平成 12(2000) 年と令和 2(2020) 年と比較すると、すべての年代において労働力率は上昇しており、今後、さらなるジェンダー平等を実現し、すべての人が活躍できる社会を目指します。



◆男女平等について

資料：令和 5 年度「市政に関するアンケート調査」(回答者数:1,040 人)

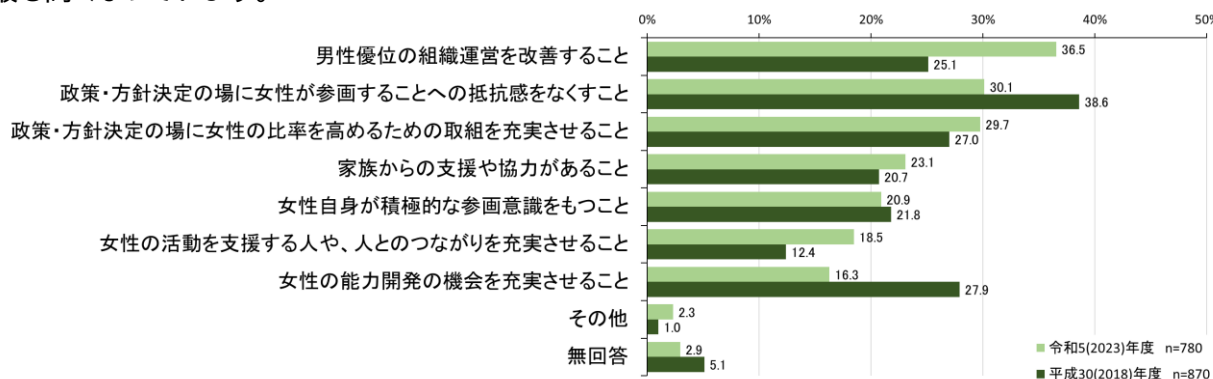
「男女の地位が平等になっている」と考えている市民の割合は『学校教育の場で』が最も高く 40.0%ですが、『社会全体で』では 15.2%に留まっています。



◆政策方針決定の場への女性の参画について

資料：男女共同参画に関するアンケート調査

「男性優位の組織運営を改善すること」が平成 30 年度調査から 11.4 ポイント増加し、36.5%と最も高くなっています。



第3期計画の推進状況と課題

佐野市男女共同参画プラン(第3期)では、8つの数値目標を設定し、施策に取り組んできました。

男女の役割は固定せず、男女どちらが仕事をしていても家庭にいても良いと考えている市民の割合など、3つの指標は目標を上回ったものの、5つの指標で目標未達成となっています。審議会等委員に占める女性の割合では現状値が27.0%となり、平成30年度基準値よりも2.5ポイント減少する結果となりました。専門的な分野で女性委員を増やすための意識改革が求められています。また、男女の地位が平等になっていると考える市民の割合についても、基準値を上回ったものの目標値には到達できていません。

このような状況を踏まえ、引き続き固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行い、市民の理解を深める必要があります。また、あらゆる分野における女性の参画を推進するため、女性自身の意識改革やスキルアップの研修等を実施するとともに、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現するための取組を行う必要があります。

さらに、男女共同参画社会の形成を阻む一因となるDVについては、DVを未然に防ぐための啓発や被害者に対する支援を継続して行います。

(計画期間中に事務事業が継続された場合の目標値です。)

指 標	数値目標		
	基準値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
1. 男女の地位が平等となっていると 考えている市民の割合	14.4%	15.2%	28.5%
2. 男女の役割は固定せず、男女どちらかが仕事 をしていても家庭にいても良いと考えている市民 の割合	41.0%	55.5%	46.0%
3. 男女共同参画講演会、研修会等参加人数 ^{※1}	1,403人 ^{※2}	479人	400人
4. 女性リーダー育成のための研修会等 参加者数	73人	183人	90人
5. 男女共同参画推進事業者表彰累計事業者数	9団体	20団体	32団体
6. 審議会等委員に占める女性の割合	29.5%	27.0%	32.5%
7. 市の行政分野における指導的地位に 占める女性の割合 ^{※3}	22.6%	21.6%	26.0%
8. 男女共同参画相談(DVを含む)窓口 延べ開設時間数	126時間	120.5時間	126時間

※1 市が開催する啓発講座及び講演会等の参加人数。

※2 「日本女性会議2019さの」イベント参加人数1,200人を含みます。

※3 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合の内訳

①審議会等委員 ②市役所部課長(一般事務職) ③小中義務教育学校校長 ④小中学校教頭・義務教育学校副校長
⑤自治会長 ⑥市長・副市長 ⑦市議会議員

基本理念

本計画は、本市における男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するためのものです。「佐野市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立
- (5) 教育の場における配慮
- (6) 男女間の暴力的行為の根絶
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (8) 性的マイノリティに対する配慮
- (9) 国際的協調

計画の内容

基本目標 I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

家庭や地域、職場などの生活の場において、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画の理解促進、教育・学習の推進、人権の尊重への意識啓発に取り組みます。

I-1 男女共同参画の理解促進

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

重点施策

【具体的な取組】●情報紙「パレット」の発行 ●男女共同参画講演会の開催 等

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

重点施策

【具体的な取組】●意識改革の推進 ●保育所、市立学校における慣行の見直し 等

(3) 男女の人権を尊重する教育・啓発活動の充実

【具体的な取組】●人権啓発リーフレットの作成・配布 ●ハートフルフェスタの開催 等

(4) 性的マイノリティに配慮した男女共同参画の推進

【具体的な取組】●性的マイノリティに関する啓発・情報の提供 等

I-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(5) 男女平等を推進する学校教育の充実

【具体的な取組】●道徳教育・人権教育の推進 ●男女平等観に立ったキャリア教育の推進 等

(6) 男女共同参画を推進する社会教育の充実

【具体的な取組】●市民大学の実施 ●楽習出前講座の実施 等

(7) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

【具体的な取組】●一日保育士体験事業 ●家庭教育推進講座 ●青少年相談事業 等

基本目標 Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

働く場における男女共同参画を推進するため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりや人材育成に取り組みます。また、活力ある地域社会を創生するため、行政や地域活動などあらゆる分野における男女共同参画を推進します。

Ⅱ-3 働く場における女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

(8)仕事と家庭生活の両立の推進 **重点施策**

【具体的な取組】●男女共同参画推進事業者表彰の実施 ●ママパパ(ファミリー)学級の開催 等

(9)女性の人材育成・キャリアアップ・再チャレンジ支援 **重点施策**

【具体的な取組】●県主催講座等への参加支援 ●女性のキャリアアップ講座の開催 等

(10)男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

【具体的な取組】●研修会等の情報の提供 ●セクシュアルハラスメント等防止対策の推進 等

(11)農林業・商工業の分野における男女共同参画の推進

【具体的な取組】●商工業者等に対する啓発 ●家族経営協定締結の促進 等

Ⅱ-4 地域・社会における男女共同参画の推進

(12)政策、方針決定過程への女性の参画 **重点施策**

【具体的な取組】●審議会等における女性登用の促進 ●女性の人材バンクの周知・活用 等

(13)行政における男女共同参画の推進 **重点施策**

【具体的な取組】●女性職員の管理職への登用推進 ●女性職員の職域拡大 ●職員の能力開発 等

(14)地域活動における男女共同参画の促進

【具体的な取組】●各種団体に対する啓発、情報の提供 ●協働講演会 ●市民活動講座

(15)男女共同参画推進団体との連携及び支援

【具体的な取組】●男女共同参画を推進する団体等との連携・支援 ●栃木県男女共同参画地域推進員との連携・支援

(16)男女共同参画の視点による防災対策

【具体的な取組】●男女共同参画の視点からの防災対策の啓発・情報の提供 ●防災講演会の実施 等

基本目標 Ⅲ 男女共同参画を推進する環境づくり

男女共同参画を推進するため、DV(ドメスティック・バイオレンス)等の暴力への対策や、子育てや介護に対する支援、貧困等の問題、さらに国際的な視野に立った環境整備に取り組めます。また、市民が生涯にわたり健康で充実した生活を送るための環境づくりを推進します。

Ⅲ-5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 【DV 対策基本計画】

(17)DV防止に向けた啓発活動の促進 **重点施策**

【具体的な取組】●デートDV防止の啓発 ●配偶者等からの暴力(DV)による人権侵害を防止するための啓発

(18)相談支援や緊急時における安全の確保

【具体的な取組】●相談窓口の周知 ●女性相談支援員による相談 ●カウンセリング相談の実施 ●被害者の安全確保 等

(19)被害者の自立支援

【具体的な取組】●被害者の自立に向けた就労・日常生活・各種手続き等の情報の提供 ●住宅の確保 等

(20)関係機関との連携

【具体的な取組】●民間団体への支援 ●関係機関等との連携 ●障がい者施設との連携 ●高齢者施設との連携

Ⅲ-6 困難な問題を抱える女性等への支援

【困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画】

(21)様々な相談の実施

【具体的な取組】●相談窓口の周知 ●弁護士無料法律相談の実施 ●こども家庭センター運営事業 等

(22)一人ひとりのニーズに応じた支援・関係機関との連携

【具体的な取組】●住宅の確保 ●関係機関等との連携 ●ひとり親に対する就業支援 等

Ⅲ-7 男女共同参画の視点に立った環境整備の推進

(23)子育てや介護に対する社会的支援の充実

【具体的な取組】●ブックスタート事業 ●放課後児童健全育成事業 ●在宅介護者介護手当支給事業 等

(24)国際的な視野に立った男女共同参画の推進

【具体的な取組】●外国青年英語指導助手指導事業 ●日本語教室事業 ●ファンガレイ市中学生交流事業 等

Ⅲ-8 人生100年時代を支える健康や生きがいづくりの推進

(25)ライフステージに応じた健康づくり支援

【具体的な取組】●健康講座の実施 ●不妊・不育症治療への助成金の交付 ●各種がんの検診の実施 等

(26)生涯を通じた学びや生きがいづくりへの支援

【具体的な取組】●高齢者ふれあい事業の実施 ●高齢者はつらつセンター等の運営 ●家族介護者研修の開催 等

計画の推進

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、それぞれの施策について、総合的かつ計画的に取組を推進することが必要です。

また、市が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的に取組を展開することが期待されます。

男女共同参画に関する施策を着実に実行するために、その基盤となる推進体制の一層の充実を図ります。

◆計画の推進体制

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたることから、すべての職員が男女共同参画社会について理解し、形成を目指すという共通認識を持つことが重要です。そのため、男女共同参画推進本部を中心に、本計画の着実な推進を図ります。

さらに、男女共同参画に関する意見・苦情の申し出制度の周知を図り、市民からのチェック体制の充実を図ります。

◆関係機関との連携体制の充実

本計画の推進にあたり、県をはじめとする関係機関との連携を図ります。また、男女共同参画に関する活動を行う団体と連携し、市民と協働で男女共同参画を推進します。

◆計画の調査・点検・審議体制の設置

市長は、本計画を実効性あるものにするために、施策の推進状況について数値目標を定め、毎年調査・点検し、実施状況等を報告書として取りまとめ、これを公表します。

また、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議するため設置され、市民各界各層で構成する佐野市男女共同参画審議会は、数値目標や計画の進捗状況の調査・点検を行い、必要に応じて市長に意見を述べるなど進行管理体制の強化を図ります。



数 値 目 標

基本目標 重点 施策番号	指 標	数値目標	
		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
Ⅰ-1 (1)(2)	1. 男女の地位が平等となっていると考えている市民の割合	15.2%	29.0%
	2. 男女の役割は固定せず、男女どちらかが仕事をしても家庭にいても良いと考えている市民の割合	55.5%	67.0%
	3. 男女共同参画講演会、研修会等参加人数 ^{※1}	479 人	500 人
Ⅱ-3 (8)(9)	4. 女性リーダー育成のための研修会等参加者数	183 人	190 人
	5. 男女共同参画推進事業者表彰累計事業者数	20 団体	32 団体
Ⅱ-4 (12)(13)	6. 審議会等委員に占める女性の割合 ^{※2}	28.7%	35.0%
	7. 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合 ^{※3}	21.6%	26.0%
Ⅲ-5 (17)	8. DV について詳しく理解している市民の割合	74.7%	89.0%

※1 市が開催する啓発講座及び講演会等の参加人数

※2 審議会等委員とは、法律又は条例に基づき設置された附属機関及び設置目的がそれらの附属機関に類似するものの委員(※3の①②を含む)

※3 市の行政分野における指導的地位に占める女性の割合の内訳

①地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等 ②地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等

③市役所部課長(一般事務職) ④小中義務教育学校校長 ⑤小中学校教頭・義務教育学校副校長

⑥自治会長 ⑦市長・副市長 ⑧市議会議員

佐野市男女共同参画プラン(第4期) 概要版

令和7(2025)年3月

発 行 佐野市

編 集 佐野市市民生活部人権・男女共同参画課

〒327-0398 栃木県佐野市田沼町 974 番地3

TEL 0283-61-1140

FAX 0283-61-1142

E-mail jinkendanjyo@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>

詳しくは計画書本編をご覧ください。

